

## 5. 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	政府出資金	113,514,962,061	—	—	113,514,962,061	
	計	113,514,962,061	—	—	113,514,962,061	
資本剰余金	施設費による 固定資産の取得	10,810,731,702	156,040,510	—	10,966,772,212	取得による増
	施設費による 非償却資産の取得	1,682,900,000	—	—	1,682,900,000	
	運営費交付金による 非償却資産の取得	840,840	—	—	840,840	
	損益外除売却差額	▲338,582,207	—	8,659,037	▲347,241,244	除却による増
	その他	4,335,010	—	58,190	4,276,820	
	計	12,160,225,345	156,040,510	8,717,227	12,307,548,628	
	損益外減価償却累 計額	▲38,228,425,127	▲2,758,694,083	▲7,793,124	▲40,979,326,086	除却による減
	損益外減損損失累 計額	▲4,060,840	—	—	▲4,060,840	
	民間出えん金	911,892,237	807,687,236	—	1,719,579,473	
	差引計	▲25,160,368,385	▲1,794,966,337	924,103	▲26,956,258,825	

## 6. 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

## (1) 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
通則法第44条第1項に基づく積立金	498,852	11,867	—	510,719	(注)1
前中期目標期間繰越積立金	1,163,954	—	102,880	1,061,074	(注)2
計	1,662,806	11,867	102,880	1,571,793	

(注) 1. 当期増加額は、平成26年度の利益処分であります。

2. 当期減少額は、目的積立金の取崩しとして費用の発生に充てられたものであります。

## (2) 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

区 分		金 額	摘 要
目的積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金	102,880	(注)
	計	102,880	

(注) 自己収入を財源とする固定資産の減価償却相当額であります。

## 7. 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

## (1) 運営費交付金債務の増減の明細

(単位:円)

交 付 年 度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金 収益	資産見返運 営費交付金	資 本 剰余金	小 計	
23年度	270,639,870	—	270,639,870	—	—	270,639,870	—
24年度	337,665,788	—	337,665,788	—	—	337,665,788	—
25年度	192,041,463	—	192,041,463	—	—	192,041,463	—
26年度	—	—	—	—	—	—	—
27年度	—	9,029,353,000	8,910,174,360	119,178,640	—	9,029,353,000	—
計	800,347,121	9,029,353,000	9,710,521,481	119,178,640	—	9,829,700,121	—

## (2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

## ① 23年度交付分

(単位:円)

区	分	金額	内 訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	270,639,870	①業務達成基準を採用した業務:退職一時金及び基金業務 ②退職一時金に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:204,069,550 ③基金事業に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:66,570,320 ④運営費交付金の振替額の積算根拠 業務の進行に応じて収益化
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	270,639,870	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—(期間進行基準を採用した業務は無い)
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—(費用進行基準を採用した業務は無い)
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
会計基準第81第4項による振替額		—	—(会計基準第81第4項による振替額は無い)
合計		270,639,870	

## ② 24年度交付分

(単位:円)

区	分	金額	内 訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	337,665,788	①業務達成基準を採用した業務:退職一時金及び基金業務 ②退職一時金に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:19,893,456 ③基金事業に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:317,772,332 ④運営費交付金の振替額の積算根拠 業務の進行に応じて収益化
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	337,665,788	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—(期間進行基準を採用した業務は無い)
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—(費用進行基準を採用した業務は無い)
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
会計基準第81第4項による振替額		—	—(会計基準第81第4項による振替額は無い)
合計		337,665,788	

## ③25年度交付分

(単位:円)

区	分	金額	内 訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	137,426,420	①業務達成基準を採用した業務:退職一時金及び基金業務 ②退職一時金に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:21,803,280 ③基金事業に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:115,623,140 ④運営費交付金の振替額の積算根拠 業務の進行に応じて収益化
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—(期間進行基準を採用した業務は無い)
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—(費用進行基準を採用した業務は無い)
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
会計基準第81第4項による振替額		54,615,043	○中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第4項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化。
合計		192,041,463	

## ④27年度交付分

(単位:円)

区	分	金額	内 訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	2,304,314,000	①業務達成基準を採用した業務:退職一時金及び基金業務 ②退職一時金に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:44,610,038 (交付額: 4,314,000) ③基金事業に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:2,314,394,509 イ) 自己収入に係る収益計上額: 14,394,509 ④運営費交付金の振替額の積算根拠 年度計画のうち、業務が終了していない部分を除き運営費交付金債務を収益化
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	2,304,314,000	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	6,605,860,360	①期間進行基準を採用した業務:青少年教育事業及び管理業務 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額:8,601,458,822 イ) 自己収入に係る収益計上額:2,090,107,606 ウ) 固定資産の取得額:119,178,640 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 一定の期間の経過を業務の進行とみなし、当該業務に充てられる運営費交付金の全額を収益化
	資産見返運営費交付金	119,178,640	
	資本剰余金	—	
	計	6,725,039,000	

費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—(費用進行基準を採用した業務は無い)
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
会計基準第81第4項による振替額		—	—(会計基準第81第4項による振替額は無い)
合計		9,029,353,000	

8. 運営費交付金以外の国等からの財源措置

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘 要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費	1,073,293,000	—	156,040,510	917,252,490	
計	1,073,293,000	—	156,040,510	917,252,490	

9. 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円, 人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(2,160)	(3)	(—)	(—)
	59,728	4	1,843	1
職 員	(444,049)	(369)	(—)	(—)
	3,308,314	497	288,533	26
合 計	(446,209)	(372)	(—)	(—)
	3,368,042	501	290,376	27

(注) 1. 支給の基準は、役員給与規程、職員給与規程、非常勤職員給与規程等によっております。

2. 職員の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

3. ( )内は非常勤役職員の数字であり外数であります。